

1. 件名：「女川原子力発電所2号機の地震等に係る新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（5）」

2. 日時：令和4年7月14日（木）13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官 他7名

東北電力株式会社 担当者8名

5. 要旨

東北電力株式会社から、令和4年1月6日に申請のあった女川原子力発電所2号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設）のうち、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に係る地質・地質構造について、資料に基づき説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、特重施設設置位置付近の調査結果に対する第38条の評価対象断層の評価基準及び既往評価（令和2年2月26日設置変更許可時）との関係について事実関係を整理して説明を行うとともに、説明性向上のために資料の充実を図るように求めた。

東北電力株式会社から、資料を整理・充実したうえで説明する旨の回答があった。

6. 提出資料^{※1}

- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について
- ・女川原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造について（資料集）（ボーリング柱状図・コア写真）

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関

する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。